

県内 平成23年 春季賃上げ 産業・業種別 要求・妥結状況調査(常用労働者)

区分 産業	調査対象 企業数 (社)	調査回答 企業数 (社)	平均 年齢 (歳)	平均 勤続 年数 (年)	平均 賃金 (円)	要求額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	昨年 妥結額 (円)
建設業	10	7	38	15	246,758	3,250	3,610	1.46	3,575
製造業	60	48	39	14	264,408	5,477	5,278	2.00	4,576
食料品	7	6	40	16	220,330	5,418	4,001	1.82	4,460
繊維	2	1	-	-	-	-	-	-	-
木材・家具	1	1	-	-	-	-	-	-	-
パルプ・紙	3	3	41	14	275,211	5,284	3,010	1.09	2,994
印刷	3	3	35	13	236,589	7,071	4,461	1.89	4,768
化学・石油	8	7	38	14	271,854	6,663	5,820	2.14	5,891
ゴム・皮革	5	1	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石	3	2	-	-	-	-	-	-	-
鉄鋼	2	2	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属	1	1	-	-	-	-	-	-	-
金属製品	2	1	-	-	-	-	-	-	-
機械器具	6	6	42	18	263,819	4,011	4,708	1.78	4,774
電気機器	11	8	40	14	285,026	5,350	4,919	1.73	4,145
輸送機器	6	6	37	13	277,709	5,167	4,917	1.77	4,883
電気・ガス・ 熱供給・水道業	6	4	41	18	285,248	5,900	4,200	1.47	4,925
情報通信業	8	3	39	16	425,144	4,700	8,093	1.90	3,830
運輸業、郵便業	26	12	44	13	231,656	6,176	4,565	1.97	4,611
卸売業、小売業	25	17	37	11	254,764	6,481	2,980	1.17	2,764
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	23	7	37	12	232,698	5,155	4,409	1.89	4,455
学術研究、専門・ 技術サービス業	1	1	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食 サービス業	2	2	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サー ビス業、娯楽業	3	1	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	12	3	46	12	388,046	4,369	6,533	1.68	8,101
医療、福祉	12	3	38	10	240,915	15,278	5,332	2.21	3,365
サービス業	14	9	38	13	265,424	5,194	4,900	1.85	4,460
合計	202	117	39	13	264,516	6,128	4,733	1.79	4,355

※1 数値は企業数による単純平均である。

※2 「-」は、集計数が少ないため、公表しないことを示す。

※3 業績連動式の妥結額が、要求額を上回る場合もある。

県内 平成23年 夏季一時金 産業・業種別 要求・妥結状況調査(常用労働者)

区分 産業	調査対象 企業数 (社)	調査回答 企業数 (社)	平均 年齢 (歳)	平均 勤続 (年)	平均 賃金 (円)	要求額 (円)	妥結額 (円)	月数 (か月分)	昨年 妥結額 (円)	対昨年 増加率 (%)
建設業	10	9	39	16	246,758	636,920	515,789	2.09	550,156	-6.25
製造業	60	47	40	15	266,304	619,488	561,263	2.11	508,946	10.28
食料品	7	5	39	15	234,193	492,309	523,224	2.23	541,005	-3.29
繊維	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-
木材・家具	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
パルプ・紙	3	3	41	14	208,980	504,134	406,349	1.94	409,722	-0.82
印刷	3	3	35	13	239,342	642,176	544,198	2.27	555,773	-2.08
化学・石油	8	8	39	15	277,723	716,286	665,327	2.40	573,970	15.92
ゴム・皮革	5	2	-	-	-	-	-	-	-	-
窯業・土石	3	2	-	-	-	-	-	-	-	-
鉄鋼	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
非鉄金属	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-
金属製品	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
機械器具	6	6	42	18	266,208	606,880	535,246	2.01	447,928	19.49
電気機器	11	7	41	15	296,636	673,317	656,898	2.21	590,528	11.24
輸送機器	6	5	35	11	278,575	671,511	658,538	2.36	588,149	11.97
電気・ガス・ 熱供給・水道業	6	4	39	16	311,342	789,086	744,753	2.39	744,875	-0.02
情報通信業	8	4	39	16	425,144	1,157,889	963,915	2.27	936,812	2.89
運輸業、郵便業	26	16	43	12	260,294	553,645	373,494	1.43	378,020	-1.20
卸売業、小売業	25	20	37	15	279,863	514,697	444,623	1.59	424,597	4.72
金融業、保険業、 不動産業、物品賃貸業	23	8	38	12	307,950	771,079	738,777	2.40	744,389	-0.75
学術研究、専門・ 技術サービス業	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食 サービス業	2	2	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サー ビス業、娯楽業	3	1	-	-	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	12	3	45	15	374,724	1,014,149	932,843	2.49	952,578	-2.07
医療、福祉	12	5	41	16	256,294	578,198	451,465	1.76	437,009	3.31
サービス業	14	8	37	7	281,886	758,871	644,792	2.29	539,395	19.54
合計	202	128	40	14	277,193	642,256	549,131	1.98	524,788	4.64

※1 数値は企業数による単純平均である。

※2 「-」は、集計数が少ないため、公表しないことを示す。

※3 業績連動式の妥結額が、要求額を上回る場合もある。

$$\text{対昨年増加率} = \frac{\text{妥結額} - \text{昨年妥結額}}{\text{昨年妥結額}} \times 100$$

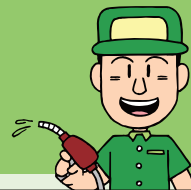
福岡県の最低賃金

**福岡県
最低賃金**

1時間
695円

効力発生日
平成23年
10月15日

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます(但し、適用除外該当者は除きます)。



特定最低賃金	効力発生日	適用除外(「福岡県最低賃金」が適用されます)
製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業 1時間 828円	平成23年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業 1時間 786円	平成23年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 次に掲げる業務に主として従事する者 イ. 清掃又は片付けの業務 ロ. 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)バリ取り、かえり取り又は鑄ばり取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。) ハ. 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給又は取り揃えの業務
輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部品製造業を除く 1時間 809円	平成23年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
百貨店、 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの 1時間 758円	平成23年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者
各種商品小売業 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して一事業所で小売する事業所であって、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できないもの 1時間 710円	平成14年 12月10日	④ 倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
自動車(新車)小売業 1時間 800円	平成23年 12月10日	① 18歳未満又は65歳以上の者 ② 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③ 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注)①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆動手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社、自家用車庫等)及び管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

ウェブで最低賃金がチェックできます

最低賃金
特設サイト

<http://saiteichingin.info/>



●ご存知ですか? 業務改善助成金。

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ

労働に関するご相談は労働者支援事務所へ

労働者支援事務所は福岡県の出先機関で、労働（賃金未払、解雇、いじめ、セクハラ等）に関するご相談を随時受けております。
労働相談の他に、次のことも行っております。お気軽にご利用ください。

<労働問題の解決に向けて>

- 労使関係の安定促進
- 労働組合結成への情報提供
- 高齢者・障害者の雇用対策と就業支援
- 各種資料の提供

<子育て女性就職支援にむけて>

- 子育て女性就職支援センター
 - ・就業相談、情報提供
 - ・求人開拓・就職あっせん(委託)
 - ・女性の就職サポートセミナー

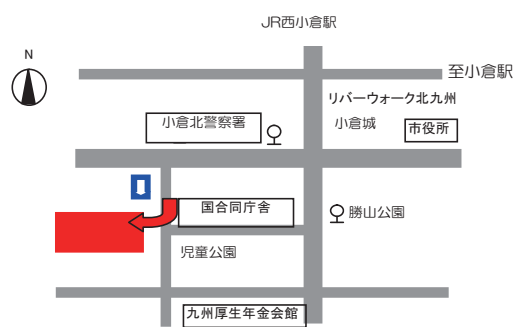
窓 口 - 覧

福岡労働者支援事務所



〒810-0042
福岡市中央区赤坂 1-8-8 福岡西総合庁舎 5 階
TEL : 092-735-6149 FAX : 092-712-0497
Mail : fukuoka-rso@pref.fukuoka.lg.jp

北九州労働者支援事務所



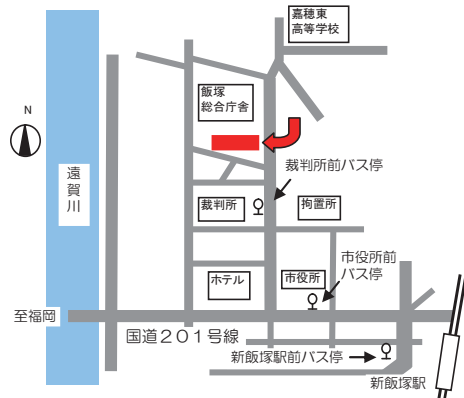
〒803-0813
北九州市小倉北区城内 7-8 小倉総合庁舎 3 階
TEL : 093-592-3516 FAX : 093-592-8505
Mail : kitakyu-rso@pref.fukuoka.lg.jp

筑後労働者支援事務所



〒839-0861
久留米市合川町 1642-1 久留米総合庁舎 1 階
TEL : 0942-30-1034 FAX : 0942-30-1025
Mail : chikugo-rso@pref.fukuoka.lg.jp

筑豊労働者支援事務所



〒820-0004
飯塚市新立岩 8-1 飯塚総合庁舎別館 2 階
TEL : 0948-22-1149 FAX : 0948-22-4118
Mail : chikuhou-rso@pref.fukuoka.lg.jp